

令和6年度

第7回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年12月20日

東松島市農業委員会

令和6年度第7回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年12月20日（金） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第7 議案第3号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山 道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	—	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	5番	三浦 牧恵	7番	菅井 賢治

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第7回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： － 会長挨拶 －
－ 会長の動向報告 －

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、7番菅井賢治委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中13名であります。定足数に達しておりますので、これより第7回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、12番佐藤祥委員、13番安住高司委員のお二人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、矢本字二反走25 外 計12筆で12, 001㎡、解約届出日は令和6年11月15日、売買のため貸貸借契約の解約でございます。

その2、矢本字寺前293—1 外 計2筆で1, 472㎡、解約届出日は令和6年11月15日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その3、野蒜字山岸86—2、15㎡、解約届出日は令和6年12月2日、公共事業に伴う用地買収のため貸貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐：その1、新東名一丁目16—6、370㎡。転用目的は、住宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転であります。令和6年11月26日届出受理しております。位置図については、3ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長：議案の4ページをご覧ください。

その1、大塩字松木沢中10 外 計2筆で4,124㎡。

10年間の賃貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 4番秋本まゆみ委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月15日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約0.8km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字川前二2 外 計14筆で11,665㎡。10年間の賃貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月18日。権利の種類は賃借権設定。理由は、相続後の再設定。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

初めに、賃借権設定のその1を上程いたします。

本案件については、9番 川村勝雄委員にかかる案件ですので、規定より退席をお願いします。

（9番 川村勝雄委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： その1を事務局より説明願います。

○事務局長： 議案の5ページをご覧ください。

その1、矢本字寺前293-1 外 計2筆で1,472㎡。借賃は、物納で90kg。期間は、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番 熊谷奨委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、耕作者変更。受け手の理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約2.5 km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を許可することに決定します。
9番 川村勝雄委員は入場願います。

（9番 川村勝雄委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 9番 川村勝雄委員に申し上げます。
本計画その1は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字南四234—1 外 計2筆で1,154㎡。借賃は、金納で11,540円。期間は、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番 熊谷奨委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月16日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、耕作利便。受け手理由は、相手方要望、耕作利便。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約5 km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を許可することに、ご異議ご

ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長：その3、赤井字中二号99—1 外 計3筆で7,962.83㎡。借賃は、金納で85,300円。期間は、令和7年1月1日から令和14年12月31日までの8年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 14番 今野嘉彦委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月15日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、遠方に住んでいるため耕作困難。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その3を許可することに決定します。
次に、その4からその7は再設定となりますので、一括して事務局から説明願います。

○事務局長：その4、赤井字北沖376—1 外 計2筆で6,393㎡。借賃は、物納で300kg。期間は、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。

その5、赤井字南四206、4,961㎡。借賃は、金納で49,610円。期間は、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。

その6、赤井字関の内四号376 外 計2筆で11,104㎡。借賃は、金納で110,000円。期間は、令和7年1月1日から令和16年12月31日までの10年間です。

その7、赤井字北浦459—2、4,035㎡。借賃は、金納で44,000円。期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その4からその7は再設定となりますので、直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4からその7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4からその7を承認することに決定いたします。次に、所有権移転を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字北浦474—1、5、838㎡。対価は、2,335,200円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 齋藤宏樹委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月12日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、0.5km。支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大塩字古内237 外 計3筆で4,045㎡。対価は、2,000,000円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 大崎康委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

いずれも、調査年月日は、令和6年12月17日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、浜市字東上沼116 外 計2筆で3,910㎡。対価は、1,140,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員8番 安倍民夫委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月15日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、離農。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、2km。支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。
次に、その4を上程します。

本案件については、15番 安部俊郎委員に係る案件ですので、規定により退席をお願いします。

(15番 安部俊郎委員 退場)

○議長(佐藤栄宏会長) : その4を事務局から説明願います。

○事務局長 : その4、野蒜字上野蒜214―1 外 計2筆で6,443㎡。対価は、1,930,000円。

以上となります。

○議長(佐藤栄宏会長) : 担当委員13番 安住高司委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安住高司委員 : 報告いたします。

調査年月日は、令和6年12月13日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、離農。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、1km。支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻、転作作物や農産加工の複合経営です。

以上となります。

○議長(佐藤栄宏会長) : 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員 : (「なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、本計画その4を承認することに決定します。

15番 安部俊郎委員は入場願います。

(15番 安部俊郎委員 入場)

○議長(佐藤栄宏会長) : 15番 安部俊郎委員に申し上げます。

本計画4については、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、日程第7 議案第3号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、を上程いたします。

事務局から説明願います。

○事務局長 : 資料8ページをご覧ください。

理由としましては、記載のとおり、農業委員会は、行政委員会のひとつであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、非常勤特別職の地方公務員であることから、法令遵守による公平・

公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、職務遂行における法令遵守の姿勢を明確にするため、申し合わせ内容を明文化し、取り組むものとなります。

(東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について朗読説明)

申し合わせ決議の取り組み実施に至った経緯としましては、令和元年10月に農業委員会の会長が収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、同年11月に開催した全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。この決議を踏まえ同年12月、全国農業会議所より、全国運動として農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図る取り組みを行うよう通知が発出されました。

この通知を受け、各農業委員会では、年1回以上、法令遵守の注意喚起の取り組みを実施することとなっております。

なお、この申し合わせ決議については、総会議事録に残すよう指示されています。

令和元年以降、東松島市農業委員会でも毎年法令遵守の注意喚起の取り組みを実施しております。

以上となります。

○議長(佐藤栄宏会長)：説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：(「なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長)：質問なしと認め、採決いたします。議案第3号 東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：(「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長)：異議なしと認め、東松島市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長(佐藤栄宏会長)：以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第7回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時4分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年12月20日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 12番 佐藤 祥

署名委員 13番 宇佐 高司

